

1 保障内容

	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
病気 入院保障 共済金	被共済者が、新規契約の申込日後に発病した病気を原因として共済期間中に入院を開始した場合。 (注) 新規契約の共済期間開始日以後に発生した不慮の事故 ^{(*)1} (以下「事故」といいます。)による傷害を直接の原因とする入院も、この共済金での支払い対象となります。ただし、その事故日から180日を経過した日以後に開始した入院に限ります。	$[病気入院保障共済金額] \times [共済期間中の入院日数^{(*)2}]$ をお支払いします。 (注1) 病気入院保障共済金の支払いは、1回の入院 ^{(*)3} につき200日分をもって限度とします。ただし、この共済金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から160日経過した後に開始した入院については新たな入院とみなします。 (注2) 異なる病気により入院期間が重複する場合および病気による入院期間と事故による入院期間が重複する場合、その期間については重複して共済金をお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない入院。 ● 共済期間外の入院および病気による通院。 ● 新規契約の申込日以前に発病していた病気、告知を行っていた病気を原因とする入院。 (ただし、新規契約の申込日から1年を経過した日以後の入院は除きます)。 ● 契約者または被共済者の故意。 ● 被共済者の重大な過失、犯罪行為、自殺行為。 ● 原因を問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛等で医学的他覚所見のないもの。
こころの早期 対応保障 共済金	被共済者が、精神疾患の治療を目的とし、共済期間中に病院または診療所に通院し、公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象となる精神科専門療法の診療を初めて受けた場合。 (注) 新規契約の申込日以前に精神疾患の治療を目的として診療を受けた場合でも、共済期間中における同一目的の診療はお支払いします。	こころの早期対応保障共済金額をお支払いします。 (注) 共済期間中に同一の精神疾患または異なる精神疾患の診療を通院で複数回受けた場合、最初に受けた診療に対し1共済期間につき1回限りとします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない通院。(例: 公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならないカウンセリング等)。
ケガ 入院保障 共済金	被共済者が、共済期間中に発生した事故 ^{(*)1} による傷害を直接の原因として、事故日から180日以内に入院を開始した場合。	$[事故入院保障共済金額] \times [共済期間中の入院日数^{(*)2}]$ をお支払いします。 (注1) 事故入院保障共済金の支払いは、1回の入院 ^{(*)4} につき200日分をもって限度とします。 (注2) 異なる事故により入院期間が重複する場合および事故による入院期間と病気による入院期間が重複する場合、その期間については重複して共済金をお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない入院。 ● 共済期間外に発生した事故^{(*)1}による入院。 ● 契約者または被共済者の故意。 ● 被共済者の重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘、無免許、無資格運転、酒気帯びもしくは薬物依存等による運転、最高速度違反、運転中の信号無視、およびしゃ断中踏切内進入により生じたもの。 ● 原因を問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛等で医学的他覚所見のないもの。
ケガ 通院保障 共済金	被共済者が、共済期間中に発生した事故 ^{(*)1} による傷害を直接の原因として、事故日から180日以内に入院または通院を開始した場合。 (注) 脱臼、骨折については医師の同意がある場合、柔道整復師の施術を通院と認めます。また、医師の指示がある場合に限り、鍼灸師等の施術を通院と認めます。	$[事故通院保障共済金額] \times [通院日数^{(*)5}]$ をお支払いします。 (注) 事故通院保障共済金の支払いは、事故日から360日以内の通院について、1日目からお支払いします。ただし、1回の通院につき90日分をもって限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない通院。 ● 病気入院保障または事故入院保障の対象となる入院中の通院。 ● その他、事故入院保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。
特定傷害 固定具 保障共済金	被共済者が、共済期間中に発生した事故 ^{(*)1} を直接の原因とする骨折、関節脱臼、腱・じん帯・半月板の完全断裂で、医師の指示により、事故日から180日以内の入通院中に固定具を装着した場合。(ただし、入院期間中のみ装着していた場合を除きます。)	特定傷害固定具保障共済金額をお支払いします。 (注1) 同一の事故 ^{(*)1} による固定具装着に関する支払いは、全共済期間を通じ、1回限りとします。 (注2) 包帯、三角巾、湿布、絆創膏、サポーター、テーピング等による治療および松葉杖の使用ならびに内固定および創外固定は、特定傷害固定具の装着には含めません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない固定具装着。 ● 腱・じん帯・半月板の完全断裂のうち、病気を原因とするもの。 ● 病的骨折、特発骨折および歯牙の骨折。 ● 先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼、歯牙の脱臼および亜脱臼。 ● その他、事故入院保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。
手術保障 共済金	被共済者が、病気入院保障共済金、事故入院保障共済金および事故通院保障共済金の支払い対象となる入院または通院期間中かつ共済期間中に、その原因となった病気やケガの治療を直接の目的として、公的医療保険制度の対象 ^{(*)6} となる手術を受けた場合。	手術1回につき手術保障共済金額をお支払いします。 (注1) 次の場合は複数の手術を受けたときでも、1回の手術とみなします。 ① 複数回実施する手術を1回(一連)の手術として医療機関が算定する場合。 ② 同日に複数の手術が実施された場合。 (注2) 手術料が1日または1ヶ月ごとに算定される手術を受けた場合、1日目の手術のみお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的医療保険制度の対象^{(*)6}とならない手術。(例: 美容整形、視力回復術、検査のための手術等) ● 共済期間中の手術であっても、抜歯、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマンなど、短期生命共済事業規約第61条で規定する診療行為。 ● 病気入院保障共済金および事故入院保障共済金が支払われない入院期間中に行った手術。

	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合						
病気 重度後遺障がい保障共済金	被共済者が、新規契約の申込日後に発病した病気を原因として共済期間中に重度後遺障がいとなった場合。	[病気重度後遺障がい保障共済金額] × [短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障がい等級別支払割合表」の第1級から第3級に定める割合(100%または90%)]をお支払いします。 (注1) 共済期間中の病気重度後遺障がい保障共済金の支払いは、共済証書記載の病気重度後遺障がい保障共済金額をもって限度とします。 (注2) ご契約時にすでに後遺障がいがある被共済者が共済期間中に同一部位に後遺障がいを加重した場合、病気重度後遺障がい保障共済金額から所定の金額を差し引いてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 共済期間外に生じた病気重度後遺障がい。 ● 新規契約の申込日以前に発病していた病気、告知を行っていた病気を原因とする重度後遺障がい(ただし、新規契約申込日から1年経過した日以後の病気重度後遺障がいは除きます)。 ● 契約者または被共済者の故意。 ● 被共済者の重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。 						
ケガ 後遺障がい保障共済金	被共済者が、共済期間中に発生した事故 ^(*) による傷害を直接の原因として、事故日から360日以内に後遺障がいとなった場合。 (注) 事故日から360日を超えてもなお治療が必要な場合には、事故日から361日目における医師の診断にもとづき後遺障がいの程度を認定してお支払いします。	[事故後遺障がい保障共済金額] × [短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障がい等級別支払割合表」の第1級から第14級に定める割合(100%~4%)]をお支払いします。 (注1) 共済期間中の事故後遺障がい保障共済金の支払いは、共済証書記載の後遺障がい共済金額をもって限度とします。 (注2) ご契約時にすでに後遺障がいがある被共済者が共済期間中に同一部位に後遺障がいを加重した場合、事故後遺障がい保障共済金額から所定の金額を差し引いてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 共済期間外に発生した事故^(*)による後遺障がい。 ● 契約者または被共済者の故意。 ● 被共済者の重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘、無免許、無資格運転、酒気帯びもしくは薬物依存等による運転、最高速度違反、運転中の信号無視、およびしゃ断中踏切内進入により生じたもの等。 						
学業復帰支援臨時費用保障共済金	被共済者が、共済期間中に病気重度後遺障がい保障共済金または重度後遺障がいに該当する事故後遺障がい保障共済金の支払いを受け、その後共済期間中に復学し学業を継続する場合。	学業復帰支援臨時費用保障共済金額をお支払いします。 (注) 学業復帰支援臨時費用保障共済金の支払いは、被共済者1名につき、全共済期間を通じ、1回限りとします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 病気重度後遺障がい保障または重度後遺障がいに該当する事故後遺障がい保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。 						
死亡保障共済金	被共済者に次の事象のいずれかが発生した場合。 <ul style="list-style-type: none"> ● 新規契約の申込日後に発病した病気を原因として共済期間中に死亡(ただし、自殺を除きます。) ● 共済期間中に発生した事故^(*)による傷害を直接の原因として、共済期間中または事故日から360日以内に死亡(ただし、自殺を除きます。) ● 共済期間中に自殺。 	死亡保障共済金額をお支払いします。 (注) すでに病気重度後遺障がい保障共済金または事故後遺障がい保障共済金の支払いがされている場合、死亡保障共済金額からその額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規契約の申込日以前に発病していた病気、告知を行っていた病気を直接の原因とする死亡。(ただし、新規契約の申込日から1年を経過した日以後の死亡は除きます。) ● 契約者の故意。(ただし、契約者が被共済者と同一人である場合を除きます。) ● 共済金受取人の故意、重大な過失。 ● 被共済者の犯罪行為、私闘、無免許、無資格運転、酒気帯びもしくは薬物依存等による運転、最高速度違反、運転中の信号無視、およびしゃ断中踏切内進入により生じたもの等。 						
父母扶養者死亡特約共済金	被共済者の父母または扶養者が、共済期間中に死亡した場合。	父母扶養者死亡特約共済金額を該当者1名ごとにお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 共済期間外の父母、扶養者の死亡。 ● 被共済者、共済金受取人の故意、重大な過失。 ● 契約者、被共済者、共済金受取人、扶養者の犯罪行為。 ● 共済証書に記載された扶養者が被共済者を扶養している実態が無い場合。(ただし、扶養者が父母である場合を除きます。) 						
学業継続支援特約共済金	<table border="1"> <tr> <td> 扶養者事故死亡保障 </td> <td> 共済証書に記載された扶養者(以下、「扶養者」といいます。)が、共済期間中に発生した事故^(*)による傷害を直接の原因として、事故日から360日以内かつ共済期間中に死亡した場合。 </td> </tr> <tr> <td> 扶養者事故重度後遺障がい保障 </td> <td> 扶養者が、共済期間中に発生した事故^(*)による傷害を直接の原因として、事故日から360日以内かつ共済期間中に重度後遺障がいとなった場合。 </td> </tr> <tr> <td> 扶養者病気死亡・自殺保障 </td> <td> 扶養者に次の事象のいずれかが発生した場合。 <ul style="list-style-type: none"> ● 新規契約の申込日後に発病した病気を原因として共済期間中に死亡。(ただし、自殺を除きます。) ● 共済期間中に自殺。 </td> </tr> </table>	扶養者事故死亡保障	共済証書に記載された扶養者(以下、「扶養者」といいます。)が、共済期間中に発生した事故 ^(*) による傷害を直接の原因として、事故日から360日以内かつ共済期間中に死亡した場合。	扶養者事故重度後遺障がい保障	扶養者が、共済期間中に発生した事故 ^(*) による傷害を直接の原因として、事故日から360日以内かつ共済期間中に重度後遺障がいとなった場合。	扶養者病気死亡・自殺保障	扶養者に次の事象のいずれかが発生した場合。 <ul style="list-style-type: none"> ● 新規契約の申込日後に発病した病気を原因として共済期間中に死亡。(ただし、自殺を除きます。) ● 共済期間中に自殺。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 扶養者事故死亡保障の場合 扶養者事故死亡学業継続支援特約共済金額をお支払いします。 ■ 扶養者事故重度後遺障がい保障の場合 [扶養者事故重度後遺障がい学業継続支援特約共済金額] × [短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障がい等級別支払割合表」の第1級から第3級に定める割合(100%または90%)]をお支払いします。 ■ 扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約の場合 扶養者病気死亡・自殺保障共済金額をお支払いします。 (注) いずれの特約の支払いも、新規申込時に届け出されている扶養者1名に対して、全共済期間を通じ、1回限りとし、これらの共済金を支払い後、新たな扶養者を対象として、この特約を付帯した契約を締結することはできません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 共済期間外に発生した事故^(*)や病気および自殺を直接の原因とする扶養者の死亡。 ● 共済期間外の事故や病気を直接の原因とする後遺障がい。 ● 契約者の故意(ただし、契約者が扶養者である場合、扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金には適用しません。) ● 被共済者の故意、重大な過失。 ● 扶養者の故意、重大な過失、自殺行為(ただし、扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金には適用しません。) ● 共済金受取人の故意、重大な過失。 ● 契約者、被共済者、共済金受取人または扶養者の犯罪行為。 ● 扶養者の私闘。 ● 共済証書に記載された扶養者が被共済者を扶養している実態が無い場合。
扶養者事故死亡保障	共済証書に記載された扶養者(以下、「扶養者」といいます。)が、共済期間中に発生した事故 ^(*) による傷害を直接の原因として、事故日から360日以内かつ共済期間中に死亡した場合。								
扶養者事故重度後遺障がい保障	扶養者が、共済期間中に発生した事故 ^(*) による傷害を直接の原因として、事故日から360日以内かつ共済期間中に重度後遺障がいとなった場合。								
扶養者病気死亡・自殺保障	扶養者に次の事象のいずれかが発生した場合。 <ul style="list-style-type: none"> ● 新規契約の申込日後に発病した病気を原因として共済期間中に死亡。(ただし、自殺を除きます。) ● 共済期間中に自殺。 								

注記

- *1 「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故、および「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項（第2号を除きます）および第4項に定める感染症をいいます。
 - *2 「入院日数」とは、入院した日から医師が認定した退院日までとします。
 - *3 「病气入院保障」では、異なる病気で2回以上入院しても、それぞれの入院の原因の如何を問わず、「1回の入院」とみなします。
 - *4 「事故入院保障」では、同一の事故による傷害で2回以上入院しても、支払限度日数（200日）以内であれば、「1回の入院」とみなします。
 - *5 「通院日数」とは、医師が通院しなくてもさしつかえないと認定したときまでとします。なお、同一の日に複数回の通院、または通院において複数の医師の治療を受けた場合、通院日数は1日とします。
 - *6 「公的医療保険制度の対象となる手術」は、医療診療報酬点数表に手術料および放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為や輸血料の算定対象として列挙されている骨髄幹細胞の採取または骨髄移植術などをいいます。なお、手術保障の対象となる手術の詳細については短期生命共済事業規約に定めています。
- ※「契約者」、「被共済者」、「扶養者」の解説は、学生総合共済の「重要事項説明書」をご参照ください。

ストーカー被害見舞金制度について

「ストーカー被害見舞金制度」とは、短期生命共済の契約で被共済者となっている方が、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」や大学生協共済連の「ストーカー被害見舞金規則」に定めるストーカー行為の対象となった場合に、被害（の拡大）を防ぐ一助としていただくための「ストーカー被害見舞金」を支払う制度です。詳しくは大学生協共済連Webサイトに掲載の「ストーカー被害見舞金規則」をご覧ください。